

2013年8月12日

不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会 御中
厚生労働省 母子保健課 御中

「不妊に悩む方への特定治療支援事業等」の見直しに伴う広報活動と 今後の取り組みについての提言

鈴木良子(フィンレージの会 スタッフ)
松本亜樹子(NPO 法人 Fine 理事長)

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」は平成16年度(2004年)に創設されましたが、10年近くたった現在でも、同制度の存在を「全然知らない」とする方がわずかながらいます(NPO 法人 Fine 調査)。

このたび「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」が設置され、同事業の助成対象範囲、助成回数等が見直されることとなりましたが、この見直しによりこれまで助成対象だった方が対象外になること等もあるため、この変更については、これまで以上の周知の徹底が必要です。当検討会および厚生労働省担当課には、当事者(*不妊に悩む方およびこの事業の利用を希望する方)に対し、同事業の存在および変更を周知すること、また変更の理由や根拠を当事者が納得いくよう、わかりやすく説明する義務があるといえます。

また、検討会においては「妊娠や不妊に関する知識の普及啓発」および「不妊専門相談センター事業」についても意見交換がなされ、その取り組みについていくつかの提言もなされました。

これらについて、私たちは当事者の立場から、以下のような提案を致します。

【対象】

- ① 当事者 *不妊に悩む方および特定治療支援事業の利用を希望する方
- ② 不妊治療実施機関 *同事業指定医療機関であるかないかにかかわらず
- ③ 自治体 (担当課、担当者、不妊専門相談センター等の相談機関)

1. 特定治療支援事業の変更にとまなう周知・広報活動

1-1 リーフレットの作成

- タイトル案「ご存知ですか？ 体外受精・顕微授精の支援事業 —△年より対象は42歳以下になります」など
- A4 サイズ、4ページ/カラー
- 全国一律で使用・配布できるもの/自治体独自の情報ははさまこんで配布していただく
- 不妊治療施設に置く
- 自治体窓口、保健所・保健センター、不妊専門相談センター等に置く
- 厚労省 HP よりダウンロードできるようにする



↑参考イメージ
母子保健課作成のリーフレット
「妊婦健康診査」中面

1-2 厚生労働省 HP 内 母子保健課コーナーの改善

① <注目のキーワード> に「不妊治療」をつくる

特定治療支援事業は母子保健課コーナーに掲載されていますが、一般の人にはすぐたどりつけません。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 母子保健関係 > 不妊治療に関する取り組み > 不妊に悩む夫婦の支援について ……でやっと出てきます。
キーワード化し、すんなり検索できるよう、お願いします。

②現状の「不妊治療に関する取り組みについて」コーナーを充実する

感染症課「予防接種情報」程度にわかりやすく、内容の濃いものにする。
例) タイトルを「特定治療(体外受精・顕微授精)支援事業」とする など



③上記コーナーに「制度の Q&A」を掲載する ←重要 POINT

本検討会報告書を元に、根拠となるデータも掲載し、解説をする

【例】

- Q この制度の目的は何ですか？
 - Q どんな人が対象ですか？
 - Q 1年間に何回も申請できるのですか？
 - Q 42歳以下になるのはどうしてですか？ ※グラフ等、データも示すこと など
- この Q&A はリーフレットにも流用するが、リーフレットより詳細なものにする

④ その他

- 上記コーナーに本事業の年次報告をアップする
- 本検討会の議事録等へのリンクをはる など

↑現在の本事業解説。大タイトルは「不妊に悩む夫婦の支援について」で、情報も少ない。

1-3 広報用・映像媒体の作成

本検討会報告書を元に、根拠となるデータも掲載し、解説をする

【内容案】

- 時間:10～15分程度
- 出演(案):吉村ドクター、石原ドクター、斉藤ドクター
- 内容:事業の目的/見直しの目的/見直しの内容とその理由 など ※データを示しながら解説
- 配布先 ①厚生労働省動画チャンネル=You Tube にアップロードする
②DVD化し、自治体担当課に配布(行政担当者が視聴する、保健所等、また指定施設等で流してもらうなど)

以上の媒体の内容、構成、文案等については、当事者向けにわかりやすく、また納得のいく内容になるよう、フィンレイジの会およびNPO法人Fineが協力させていただきたく存じます。

1-4 全自治体における当事者向けセミナーの実施

【内容案】

- 時期:最低、1年に1回 ※本事業の変更前には必ず1度は行なってほしい
- 実施主体:各自治体、自治体の不妊専門相談センター等
- 対象:不妊に悩む方々 ※不妊専門相談センター相談員研修等を兼ねてもよい
- 内容:①不妊治療について(治療の考え方、データ等の解説)=自治体内の不妊治療専門医、不妊症看護認定看護師など、専門家による講演
②特定治療支援事業の解説=自治体担当者による制度利用についての説明会
※①②をセットにすることを推奨
こうしたセミナーで前述のDVDを流すとよいと思われる

2. 妊娠や不妊に関する知識の普及啓発について

2-1 冊子「知っていますか? 男性のからだのこと、女性のからだのこと」の配布

【配布タイミングの案】

- 中学卒業時、高校・大学・専門学校等入学時
- 企業入社時
- 健康保険加入時(けんぽ、国保等)
- 行政窓口(婚姻届け時、など?)
- 上記冊子をPDF化し、厚生労働省HPからダウンロード可能にする

3. 不妊専門相談センター事業の充実のために

本検討会では、不妊専門相談センター事業の自治体の取り組みに格差があることが指摘されました。自治体における優先課題(*母子保健医療対策等総合支援事業内の各課題)もさることながら、担当課・担当者に不妊相談運営のノウハウ・情報が少ないことも考えられます。

もうひとつ、現状の不妊専門相談センターは、各自治体間はもとより、相談センターと地元の医療機関の連携、当事者グループとセンターの連携など、地域や立場を超えたつながりの不足、すなわちコミュニケーション不足もあります。そこで、以下のことを提案致します。

3-1 不妊専門相談センター担当課・担当者 全国連絡会議・セミナーの実施

【内容案】※全国主管長会議などと併催でもよい

- 医師／心理士／当事者などによる講演・セミナー
- 相談(電話／面談)のスキルやノウハウのセミナーやレクチャー
- 地域での講演会・勉強会・当事者ミーティング等、イベント実施のノウハウ
- 取り組みに協力可能な関係各団体(学会・研究会・当事者団体等)の紹介
- 各地の取り組み事例の紹介
- 遠方の担当者のために上記セミナーを生中継(ユーストリーム・ニコニコ動画などを活用)
- 加えてDVD化し、自治体に配布

3-2 コミュニケーションツール／総合情報サイト「不妊NET」(仮称)の開設

全国誰でもが利用可能なコミュニケーションツールとして、インターネット上サイト「不妊NET」を提案します。不妊相談に携わるすべての人、そして当事者も閲覧できる不妊についての総合情報サイトです。

＝イメージは「WAM NET」*独立行政法人福祉医療機構の運営する総合情報サイト

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

【掲載内容の案】

- 行政情報(制度情報、制度の解説等)
- イベント・セミナーの情報
- 妊娠・出産および不妊に関するファクトシート(人口動態統計、出産年齢等)
- 学会等、専門家が発信する不妊治療の最新データ、情報 など
- 不妊や生殖技術に関する最新ニュース
- なお、関係者が自主的に情報共有を進められるよう、同サイト内に自治体担当者専用の「掲示板」または「Facebook」等、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)機能をつけることを提案します。

4. その他—関係学会へのお願い

- 当事者団体・関係団体が開催する不妊に関するセミナー、イベント等の広報(施設内でのポスター掲示、パンフレット、チラシ等の配布)にご協力をよろしくお願い致します。
- 当事者団体サイトから、各学会へのリンクをはらせてください
- 学会サイト上で、本事業のことを紹介(リンク等)してください
- 日本産科婦人科学会「倫理委員会・登録・調査委員会報告」をサイト内でわかりやすいようにしてください。また、同報告アップ時には、「報告会」を開催し、本邦におけるその年次の生殖技術の動向およびデータの読み方等を公開講座形式で解説して下さるとうれしいです。
※フォローアップ調査などの状況も、講座形式で公開くださるとうれしいです。
- メディア向け勉強会(記者会見ではなくレクチャー／一般の人も参加可のもの)を開催してください。メディア関係者(当事者も)が生殖技術について正しい知識をもつことも、重要と考えるからです。

以上、実現可能なこと・できないこともあると思いますが、皆様には前向きにご検討くださいますよう、お願い申し上げます。